

新福介第288号  
令和4年4月5日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

新居浜市福祉部介護福祉課  
課長 東田 寿重

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携  
推進会議の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議等については、令和2年2月28日付け新福介第183号「運営推進会議の開催義務の免除及び外部評価の実施回数緩和の要件について（通知）」にて当面の間の取扱いをお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症について、いまだ収束の見通しが立たず長期化している現状等を鑑み、今後の運営推進会議の取扱いを次のとおり変更させていただきます。

#### 1 運営推進会議等の取扱い

(1) 運営推進会議については、事業所からの情報発信は必要と考えるので、各事業所の状況に応じて、①対面（集合形式）、②書面、③オンラインのいずれかの方法で開催してください。

##### ①対面開催の場合

感染防止対策を徹底した上で開催してください。（会場や座席の配置の工夫、換気、マスクの着用の徹底等）

##### ②書面開催の場合

書面による「報告」ではなく、事業所から運営推進会議の開催資料として活動状況等に関する資料を郵便やメールで送り、委員から意見をいただき、議事録を取りまとめる。

##### ③オンライン開催の場合

令和3年度制度改正において、運営推進会議等について、テレビ電話装置等を活用しての実施が認められることとなりました。ただし、利用者又はその家族が参加して実施する場合は、利用者等の同意を得る必要があります。

(2) 運営推進会議等の議題について決まりはありませんが、次の内容を参考にしてください。なお、会議では、出席者との意見交換や質疑応答などの時間を設けてください。

- ①活動状況の報告（利用者数、行事やイベントの開催状況、地域との交流状況、避難訓練等）
- ②職員研修の実施状況
- ③ヒヤリハットや事故等の報告と防止に向けた改善策
- ④運営上の課題
- ⑤前回の運営推進会議で聴取した要望や助言への対応状況

など

(3) 議事録について、開催方法、開催日時、出欠席者、発言者、質問や課題に対する対応や回答等がわかるように作成し、提出をお願いします。

(4) 感染状況等により、上記のいずれの方法でも開催が困難な場合で、やむを得ず延期または中止する場合は、事前に御相談ください。

## 2 外部評価について

(1) 運営推進会議等を活用した外部評価については、上記1(1)①～③にいずれかの方法により実施してください。

認知症対応型共同生活介護における外部評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかによることとされております。運営推進会議を活用した評価を実施する場合は、事前に事業所指導係に報告すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護における外部評価の実施回数の緩和要件となっている運営推進会議の開催については、書面により開催した場合も、当該要件の適用回数に含むこととします。

**【注意】**緩和要件に「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、これは外部の者による評価を行った場合に限られますのでご注意ください。

## 3 本通知の取扱い期間について

本通知の取扱いは、本日から当面の間とします。厚生労働省から新たに方針等が示された場合、今後の状況等により取り扱いを変更する場合は、改めて通知します。

### 【事務担当】

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市福祉部介護福祉課

事業所指導係

TEL：0897-65-1241